

全農薬通報

No. 353

2026年（令和8年）5月1日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・第321回理事会
- ・2026農薬安全コンサルタントリーダー資格取得研修について

◎行政からのお知らせ

- ・公益通報者保護法に必要な指針とその解説に係る改正内容の公表等
- ・「令和8年度 農薬危害防止運動」の実施について

◎全農薬ひろば

- ・アセビ



全国農薬協同組合



〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 23-1 Yunuo ビル 3F

TEL：03-3254-4171

FAX：03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp> E-mail：info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

2026年（令和8年）

- 7月16日(木) 10:30~12:00 第2回役員選考準備委員会
- 7月16日(木) 13:30~17:00 安全協常任幹事会・情報交換会
- 9月18日(金) 10:30~17:00 第322回理事会（執行部協議会、各委員会）
- 10月上旬 第106回植物防疫研修会
- 10月22日(木) 10:00~12:00 監査会(理事長、監事)
- 10月中旬 第13回農薬安全コンサルタントリーダー研修
- 11月11日(水) 13:00~15:00 第323回理事会
- 11月12日(木) 10:30~12:00 第61回通常総会、第324回理事会
- 11月12日(木) 13:00~19:30 第49回安全協全国集会・情報交換会
- 12月10日(木) 13:30~17:00 第325回理事会（執行部協議会、各委員会）
- 12月11日(金) 10:30~12:00 全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会

「植防関係団体」

- 5月20日(水) 令和8年度 クロップライフジャパン 総会
- 6月12日(金) 令和8年度 日本植物防疫協会 総会
- 6月16日(火) 令和8年度 緑の安全推進協会 総会（AM）
- 6月16日(火) 令和8年度 残留農薬研究所 評議員会（PM）
- 6月17日(水) 令和8年度 農林水産航空・農業支援サービス協会 総会
- 11月11日(水) 16:00~18:30 クロップライフジャパン虫供養（浅草寺）



シラン（紫蘭）

花言葉 『変わらぬ愛』『あなたを忘れない』
『美しい姿』

組合からのお知らせ

1. 第 321 回理事会

開催日時：2026 年 4 月 28 日（火） 15:00~17:00

開催場所：全農薬 会議室（千代田区神田東松下町 23-1 Yunuo ビル 3F）

参加者：理事・監事 17 名

（理事長）栗原秀樹 （副理事長）木幡光範

（理事）池田憲亮、佐藤浩一、山本真一、伊藤一貴、中村哲郎、
村上昭一、青木貴行、田中公浩、喜多泰博、金井正和、
安武広信、今村健仁（橋爪雅彦理事欠席）

（監事）佐藤友紀、鈴木健司（金田敏明監事欠席）

1. 開会

定刻になり、青木総務委員長より本日の出欠状況が報告され、理事 15 名中出席者 14 名で、理事会は有効に成立すること、監事 2 名にも出席いただいている旨が告げられた。

2. 理事長挨拶

栗原理事長より挨拶

その後、青木総務委員長により以下のとおり
議事が進行された。



栗原 理事長

3. 議題

(1) 決議事項

1) 組合員の脱退に関する件

① 兵庫県 株式会社ダンノウ（兵庫県洲本市納 243-1）

全農薬加入 1979 年 10 月 3 日

代表者 川添容一

脱退理由 同社は田中種苗株式会社と合併し、田中種苗株式会社へ同社の
全事業を引き継ぐ。

脱退日 2026 年 4 月 30 日で脱退が承認された。

(2) 報告事項

1) 2026 年度中間決算報告について

資料に基づき、事務局より 2026 年 3 月の状況について中間決算報告がなされた。

2) 全農薬ビル「共同での建て替え」への進捗について

資料に基づき、事務局より本ビルの建て替えの進捗について、今後のビル解体、新ビル建築スケジュールについて報告がなされた。

3) 各委員会報告について

●総務委員会（青木委員長）

- ・全農薬ビルについて
- ・「共同での建て替え」への進捗について



青木委員長

●経済活動委員会（伊藤委員長）

- ・全農薬取り扱い農薬のシェアアップについて
- ・農薬新規取り扱いについて



伊藤委員長

●教育安全委員会（安武副委員長）

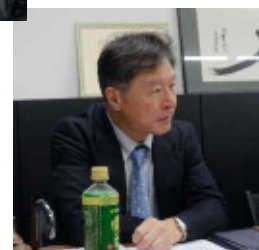
- ・2026年常任幹事会について
- ・安全協全国集会の講演について



安武副委員長

●IT・広報委員会（中村委員長）

- ・受発注システムについて
- ・HP等の活用について



中村委員長

4) 2026年度地区会議の開催について

①2026年

- | | |
|----------|----------------------------|
| 2月03日（火） | 中国・四国地区（岡山セントラルフォレスト 貸会議室） |
| 2月04日（水） | 近畿地区（大阪ガーデンパレス） |
| 2月05日（木） | 東海地区（メルパルク名古屋） |
| 2月10日（火） | 北陸地区（石川県地場産業振興センター 県施設） |
| 2月17日（火） | 東北地区（ホテルメトロポリタン盛岡本館） |
| 2月18日（水） | 関東・甲信越地区（東京ガーデンパレス） |
| 2月19日（木） | 北海道地区（北海道自治労会館） |
| 2月25日（水） | 九州地区（熊本城ホール大会議室 A4 県施設） |

内容詳細は全農薬通報 352号に詳細を掲載。

②全農薬ホームページ安全協ポータルサイトによる農薬安全コンサルタントリーダー資格取得ポイント研修について

地区によっては従業員の出席を絞り込んだ組合員もいたことから、全農薬のホームページに組合員限定の安全協ポータルサイトを設け、視聴シアンケートに答える2021年度以降続けている同様の研修形式も併せ行った。

アンケートに答えることにより、会議出席と同様に農薬安全コンサルタントリーダー資格取得に繋がるようにした。

添付資料の研修を安全協ポータルサイトで準備した。(本誌6ページに掲載)

5) 2027年度地区会議の開催予定について

国内の会合予約の動きが早く、来年の会議会場の早い確保が必要であり、下記日程での開催を予定した。

2027年

2月02日(火)	中国・四国地区(丸亀)	オークラホテル丸亀
2月03日(水)	近畿地区	大阪ガーデンパレス
2月04日(木)	東海地区	メルパルク名古屋
2月09日(火)	北陸地区	石川県地場産業振興センター
2月16日(火)	東北地区(仙台)	TKPガーデンシティプレミア仙台西口
2月17日(水)	関東・甲信越地区	東京ガーデンパレス
2月18日(木)	北海道地区(札幌)	自治労会館
2月19日(金)	九州地区	熊本城ホール大会議室



6) 2026年監査会、通常総会・安全協全国集会・情報交換会の開催について

監査会：10月22日（木） 10：00～12：00

理事会：本年度は役員改選年であり第322・323回理事会は下記のとおり開催

第322回理事会 9月18日（金）15：00～（委員会13：30～）

第323回理事会 11月11日（水）13：00～

通常総会・理事会・安全協全国集会・情報交換会は

11月12日（木）下記のとおり開催する。（海運クラブ）

第61回通常総会 10：00～

第324回理事会（役員人事）11：30～

第49回安全協全国集会 13：00～

情報交換会 17：30～

なお、全国集会の会議の部の内容により情報交換会の開始時間を早めることもあり、安全協常任幹事会で全国集会の会議の部内容を協議・決定し、9月理事会で情報交換会の開始時間を決める。

全国集会内の講演内容に関しては、安全協第53回常任幹事会で決定できるよう準備する。

7) 2026年度支部助成金の配分について

資料により事務局より各道府県支部への助成金配布について報告された。

8) その他

(2) 閉会

木幡副理事長による閉会挨拶



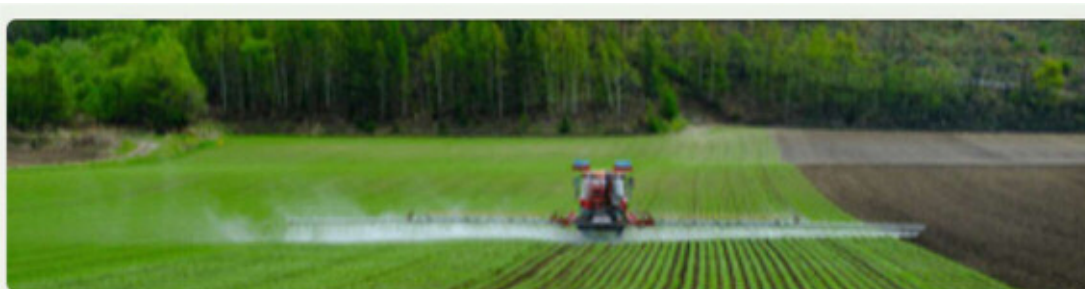
木幡 副理事長

2. 2026年度農薬安全コンサルタントリーダー資格取得のための「2026ASCL-Point アンケート」集計（中間結果）について （各地区会議研修へ参加できなかった方への補填）

回答期間：2026年3月23日～4月25日（要望により5月15日まで延長）

回答者数：17名

参考：昨年21名 一昨年40名



2026年度 農薬安全コンサルタントリーダー資格取得のための研修に関するアンケート

例年農薬安全コンサルタントリーダーの資格取得には地区会議で行われる研修会を受講することで2点を獲得できますが、2026年度地区会議へ参加できなかった方のために、今年も全農薬ホームページに「各種研修」を掲載しました。各コンテンツの自主学習とアンケートへの回答により計2点のポイントを付与を実施します。2026年度地区会議にリアル参加された方は重複してのポイント獲得はできません。

設問1：氏名 省略

設問2：所属道府県支部

青森県支部1名、秋田県支部4名、石川県支部5名、京都府支部1名、
岐阜県支部2名、熊本県支部4名

設問3：所属（会社・支店・営業所等） 省略

設問4：農薬安全コンサルタントリーダー資格取得のための研修として、ご覧いただきましたか 省略

設問5：現在、ご自分の農薬安全コンサルタントリーダー資格獲得のためのポイントは何点ですか？（10点で資格獲得） 回答省略

設問6：2026年全農薬・安全協地区会議「情報発信」について 回答数：17

よく理解できた：3名、ほぼ理解できた：8名、だいたい理解できた：3名
あまり理解できなかった：3名、よく理解できなかった：0名

設問7：2024年全農薬・安全協地区会議「情報発信」の中で興味をもった事柄は？
（複数回答可） 回答数：17

スマート農業12名、総合防除（IPM）12名、食料生産を取り巻く状況5名、
農薬の安全確保3名、みどりの食料戦略への取組み・食料・農業・農村基本法1名

行政からのお知らせ

1. 「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」と「公益通報者保護法に基づく指針（令和 3 年内閣府告示第 118 号）の解説」に係る改正内容の公表等について

令和 8 年 3 月 31 日

消費者庁参事官
（公益通報・協働担当）

平素より、公益通報者保護制度の推進について、御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年 6 月に公布された公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 62 号。以下「改正法」という。）が本年 12 月 1 日に施行されます。

今般、改正法を踏まえて、「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和 3 年 8 月 20 日内閣府告示第 118 号。以下「指針」という。）と、指針に沿った対応をとるに当たり参考となる考え方や具体例を記載した「公益通報者保護法に基づく指針（令和 3 年内閣府告示第 118 号）の解説」（以下「指針の解説」という。）について、下記のとおり改正いたしました。

併せて、小規模な事業者をはじめとした方々を支援するため、解説動画、内部規程のサンプル等を内容とする「内部通報制度導入支援キット」（以下「支援キット」という。）においても、法改正を踏まえて、各種サンプル（内部規程、従事者指定書及び従事者用受付票）の更新と、周知用ポスター（改正法、事業者内周知ポスター）や動画の作成を下記のとおり行いました。

各業界団体におかれましては、これまで、公益通報者保護制度に関する周知・啓発に関して御理解を賜ってきたところですが、今般改めて、改正法の施行に向けて、傘下会員企業等への周知方をお願いするとともに、各業界における改正法、指針を踏まえ、内部規程等の見直しを含め公益通報対応体制の整備等、公益通報者保護制度への適切な対応が行われるよう、何卒御協力賜りますこと、よろしくお願いいたします。

記

- 改正法、指針の主な改正内容について
次頁参照

【別紙】 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の概要 オレンジ部分は令和7年改正事項
(令和8年12月1日施行)

<p>1 公益通報者保護法とは</p> <p>勤め先の法令違反を認識した労働者等が、どこへどのような内容の通報を行えば、公益通報として、通報を理由とする解雇等の不利益な取扱いから保護されるかを明確化した、公益通報者の保護と国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図ることを目的とした法律。</p>	<p>2 公益通報とは</p> <p>労働者・派遣労働者・業務委託関係者・役員・フリーランス等が不正の目的でなく勤務先や取引先における対象法律^{※1}の事業者・業務の対象となる不正行為を通報すること</p> <p>※1：国民の生命、身体、財産等の保護に関する法令（約500本）が対象</p>
<p>3 公益通報者の保護の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公益通報を理由とする解雇その他の不利益な取扱いの禁止（公益通報を理由として労働者を解雇・懲戒をした者及び法人に対する刑事罰（個人：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金、法人：3,000万円以下の罰金）） ● 公益通報を理由とする事業者の損害賠償請求の制限 ● 公益通報から1年以内の解雇・懲戒は公益通報を理由とするものと推定する（立証責任の転換） 	<p>5 事業者の体制整備義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 常時使用する労働者の数が300人超の事業者^{※2}に対し、以下を義務付け <ul style="list-style-type: none"> ① 内部通報の受付・調査等の業務を行う事業者の指定 ② 内部通報窓口の設置や内部規程の策定等、公益通報に適切に対応するための体制整備、労働者等に対する周知 等 ● 従事者に対し、内部通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（違反した場合には30万円以下の罰金） <p>※2：事業者が行政庁の管内に併存する300人以下の事業者も対象</p>
<p>4 通報先と保護の条件</p> <p>① 事業者（内部通報（いわゆる1号通報）） 国・地方公共団体を含む不正があると思料すること</p> <p>② 行政機関（外部通報（いわゆる2号通報）） 不正があると思料するに足りる相当の理由があること及び次のような事由がある場合）又は不正があると思料し、氏名等を記載した書面を提出すること</p> <p>③ 報道機関等（外部通報（いわゆる3号通報）） 通報対象事業者の身体・名誉の毀滅を防止するために必要であると認められる者 不正があると思料するに足りる相当の理由があること及び次のような事由があること（例：内部通報では不利益な取扱いを受けたりする動向が明らか、生命・身体への被害や財産に多額の損害が発生するに足る相当の理由等）</p>	<p>6 消費者庁の行政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従事者指定義務違反のある事業者には、報告徴収・立入検査、前置・勧告、勧告に反しない場合の命令、命令をした場合の公表 ● 上記事業者の偽り報告・報告偽造、検査の拒否、命令違反には罰金 ● 従事者指定義務以外の体制整備について、事業者に対する報告徴収、勧告・指導・勧告、勧告に反しない場合の公表
<p>7 その他禁止事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が、正当な理由なく公益通報者を妨害する行為の禁止 ● 事業者が、正当な理由なく公益通報者を解雇する行為の禁止 	

令和7年法改正に伴う法定指針（内閣府告示）改正（概要） 告示日：令和8年3月31日
施行日：令和8年12月1日

○公益通報者保護法に基づき、事業者による適切かつ有効な公益通報対応の実施を図るため、事業者がとるべき措置について「指針」として規定（令和4年6月1日から適用）。

○令和7年改正法に盛り込まれた①公益通報者体制整備の徹底、②公益通報者の範囲拡大、③公益通報阻害要因への対処、④公益通報を理由とした不利益な取扱いの禁止等に対応して、それぞれ法定指針における関連規定の追加・明確化を行う。

法改正事項	法定指針（内閣府告示）反映事項
<p>1 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の指定義務に関して、命令権限や立入検査権限の新設、命令違反時や検査拒否等における刑事罰の導入 ・労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知 	<p>事業者が周知すべき事項（公益通報対応体制）の明確化</p> <p>➢ 事業者が、労働者等に対して周知すべき、公益通報の対応体制の具体的事項として、受付窓口（連絡先等）、調査時等の利益相反の排除の措置、不利益な取扱いの防止措置、通報妨害・通報者探索の防止措置、調査への協力等を明確化</p>
<p>2 公益通報者の範囲拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報者の範囲に以下のとおり追加 事業者と業務委託関係にあるフリーランス 業務委託関係が終了して1年以内のフリーランス 	<p>通報者の範囲拡大に伴う所業の対応</p> <p>➢ フリーランスや業務委託関係が終了して1年以内のフリーランスに対しても、労働者等と同様に、受付窓口の周知を行うこととするなど、所要の記載を追加</p>
<p>3 公益通報を阻害する要因への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく、公益通報を妨げる行為をすることを禁止 ・正当な理由なく、公益通報者を特定することを目的とする行為を禁止 	<p>事業者がとるべき防止措置の追加</p> <p>➢ 従前から規定されている不利益な取扱いの防止に関する措置等に加え、通報妨害行為を防ぐための措置、通報者探索を防ぐための措置を追加</p>
<p>4 公益通報を理由とする不利益な取扱いの禁止・救済の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報後1年以内の解雇又は懲戒は公益通報を理由となされたものと推定（立証責任の転換） ・公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に直罰、法人に対する法定刑（罰金）の罰則 ・公益通報を理由とする一般職の国家公務員等に対する不利益な取扱いの禁止、分限免職又は懲戒処分をした者に直罰 	<p>不利益な取扱いの対象の明確化</p> <p>➢ 立証責任の転換や刑事罰の対象となる解雇や懲戒に加え、法で禁止される、公益通報を理由とする、その他の不利益な取扱いについて、例示（地位の得喪に関すること、人事上の取扱いに関すること、経済待遇上の取扱いに関すること、精神上生活上の取扱いに関すること）により明確化</p>

○ 改正指針（令和8年12月1日施行）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/consumer_partnerships_cms205_260331_01.pdf

○ 改正指針の解説（令和8年12月1日施行）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/consumer_partnerships_cms205_260331_03.pdf

○ 支援キット

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete

2. 「令和 8 年度 農薬危害防止運動」の実施について

令和 8 年 4 月 28 日

農林水産省消費・安全局
農産安全管理課農薬対策室

農林水産省は、農薬を使用する機会が増える 6 月から 8 月にかけて、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施します。

農薬危害防止運動の目的

農林水産省は、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいた、農薬の適正な取扱いについて関係者を指導しています。

農薬の使用に伴う人や家畜への危害を防止するためには、農薬を使用する機会が増える 6 月から 8 月に指導を強化するのが効果的です。「農薬危害防止運動」は、その一環として実施するものです。

令和 8 年度は、運動のテーマを「使用前、周囲よく見て ラベル見て」と設定し、農薬ラベルの表示事項の遵守と周辺環境への農薬の飛散防止を徹底することなどを重点的に指導します。

実施期間

原則として、令和 8 年 6 月 1 日（月）から 8 月 31 日（月）までの 3 か月間。

実施事項

主な実施事項は次のとおりです。

- (1) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- (2) 農薬による事故を防止するための指導
- (3) 農薬の適正使用等についての指導
- (4) 農薬の適正販売についての指導
- (5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

重点指導項目

次の項目については、近年継続して農薬の使用に伴う事故・被害等が発生していることから、重点的に指導することとします。

- (1) ラベルによる使用方法の確認

技術情報

1. AI を活用した「ばれいしょ異常株検出支援システム」の試作機を開発

- 種いも生産ほ場へのシステムの普及を目指して -

概要

ばれいしょ(じゃがいも)は、一般的には種子ではなく「種ばれいしょ(種いも)」を植付けし栽培する作物です。この種ばれいしょ生産は、高齢化などを背景に、栽培技術の維持・継承や作業の軽労化が喫緊の課題となっています。また、種ばれいしょを種苗として用いるため、一度ウイルス病などに感染すると防除することが困難です。健全無病な種ばれいしょの安定供給には、病気に感染したことで地上部の形状が異常となる株(以下、異常株)などを目視で確認して抜き取る作業(以下、抜き取り作業)が不可欠ですが、罹病の有無を的確に判定できる経験者や、広大なほ場から異常株を搬出する労力の確保が課題となっています。そのため、経験の浅い生産者などでも確実に抜き取り作業が可能になるように、異常株の判定を技術的に支援しつつ軽労化を図る仕組みが求められています。

そこで農研機構、シブヤ精機株式会社、十勝農業協同組合連合会は、種苗管理センターでの試験導入と種ばれいしょ生産現場での精度検証を経て、広大なばれいしょほ場から異常株を検出し、その位置を特定して作業者に知らせる異常株検出機構をほ場管理車両に搭載した「ばれいしょ異常株検出支援システム」の試作機を開発しました。2026年度から順次、道内複数JAに試験導入します。試験で得られた結果を基に改良することで実用機につなげます。

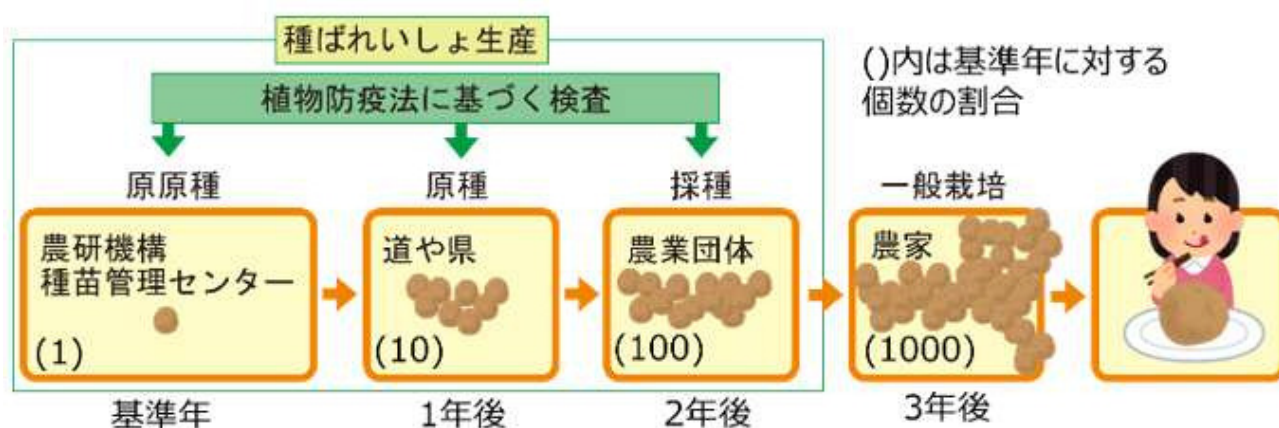


図 1 種ばれいしょの生産体系

https://www.naro.go.jp/publicity_report/press/laboratory/rcait/175344.html

全農薬ひろば

アセビ（馬酔木、学名: *Pieris japonica* subsp. *japonica*）

ツツジ科アセビ属に属する常緑性の低木。本州（宮城県以南）・四国・九州に自生し、観賞用に植栽もされる。

名称：「馬酔木」と書き、葉に有毒成分が含まれ、ウマが葉を食べ苦しみ、酔ったようにふらつくようになることからついたとされる。

特徴：常緑広葉樹の小高木、樹高は 1.5 ～5m。自生するものは樹齢 100～200 年になる老木も見られる。葉は枝の先に束になって互生し長楕円形から倒披針形。花期は早春から晩春。枝先に 10 cm ほどの房になった円錐花序を垂らし、白い壺状の花を多数咲かせる。果期は秋で直径 5～6 mm の偏球な果実をつける。実や葉は有毒である。

毒性：有毒成分として、グラヤノトキシン、アセボプルプリン、アセボインが挙げられる。中毒症状は、血圧低下、腹痛、下痢、嘔吐、呼吸麻痺、神経麻痺等。

ニホンジカが忌避するので、食害を防ぐためアセビをシキミなどと共に混植する試みが行われた事例がある。また抽出液を殺虫剤として使用する事例も散見されるが効果や安全性について検証された情報は見当たらない。害虫が付きづらいとされるが、上記写真の葉のようにグンバイムシ類と思われる食害はよく見かける。

文化：『万葉集』に登場する植物で、山の枕詞である「あしびきの」がアセビ（あしび）と結びつけられて論じられている。俳句では馬酔木（あしび）の花が春の季語である。

（一部 Wikipedia 等より引用）



撮影場所：藤沢市大庭城址公園

花言葉：『犠牲』、『献身』

『清純な心』、『危険』

